



島根労働局発表

平成26年6月5日

担	労働基準部・健康安全課 健康安全課長 沖田秀之 主任地方産業安全専門官 白名 弘
当	Tel 0852-31-1157

## 7月1日から7日は「全国安全週間」です。

— 熱中症予防対策など労働災害防止を呼びかけ —

島根労働局（局長 古田宏昌）は、平成26年度全国安全週間における島根県内の事業場の安全活動の促進を呼びかけます。

### ○ 安全週間の目的

全国安全週間は、「産業界での自主的な労働災害防止活動の推進」と「職場での安全意識の高揚と安全活動の定着」を目的に毎年実施しており、本年で87回目を迎えます。

### ○ 安全週間の期間

本週間7月1日～7月7日（準備期間6月1日～6月30日）

### ○ 平成26年度のスローガン

**「みんなでつなぎ <sup>たか</sup>高まる意識 <sup>いしき</sup>達成しようゼロ災害<sup>さいがい</sup>」**

## ○ 島根労働局の主な取組

- ① 「全国安全週間」及び「熱中症を防ごう」のチラシを配布  
(島根労働局ホームページにも掲載)
- ② 島根労働局長が安全パトロールを実施して労働災害防止対策の徹底と職場での安全意識の向上を呼びかけ(7月1日予定、公開)
- ③ 労働災害発生事業場(約600事業場)に対し安全活動を要請
- ④ 国、県等の関係機関・団体等へ安全週間の取組と周知の協力を要請  
(詳細は別紙のとおり)

## ○ 「あんぜんプロジェクト」のプロジェクトメンバーを募集しています

厚生労働省では、労働災害の撲滅を目指して安全活動に積極的に取り組む企業の取組を紹介する「あんぜんプロジェクト」のプロジェクトメンバー(参加企業)を募集しています。プロジェクトに参加すると、自社の安全対策を同プロジェクトのホームページで全国に発信し、安全に積極的に取り組んでいることを広くアピールできます。各企業の積極的な参加をお願いします。

「あんぜんプロジェクト」ホームページ：  
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

## ○ 全国安全週間中の取組内容

### 1 労働災害ゼロを目指し、全国安全週間の取組を呼びかけるチラシを配布

平成 25 年は前年に比べ労働災害が増加しました。また、12 人の尊い命が失われる結果となりました。

労働災害を防止するためには、安全衛生の担当者や労働者による現場の確認、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的ルールを守るといふ、原点に立ち返ることが必要であり、そのことによって労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があります。

島根労働局では、全国安全週間及び準備期間中に経営トップ、安全衛生担当者、労働者が安全活動に取り組み、これを契機として安全活動が着実に実行されるよう呼びかけるチラシ

(別添 1) を、労働局ホームページに掲載しているほか、労働災害防止団体等を通じて配布し周知を行いました。

### 2 熱中症予防対策を広く周知

平成 25 年は島根県内において熱中症による労働災害が 65 人発生し、過去 5 年間では酷暑であった平成 22 年 (65 人発生) と同人数となりました。(別添 2 参照)

熱中症による労働災害は、療養を要しない軽度の段階であっても、集中力低下等による思わぬ災害発生につながるものが懸念されるものです。また、糖尿病、高血圧症等が一般的に熱中症の発生リスクを高めること等の医学的知見も得られています。さらに本年は、気象庁の発表によると中国地方の暖候期予報(6月～8月)では、平年並みか高い気温となることが予想されていますので昨年同様に熱中症による労働災害が多数発生することが懸念されます。

県内の熱中症発生傾向としては、

- ・ 7月と8月に集中して発生
- ・ 11時台、14時台に多く発生
- ・ 建設業が圧倒的に多い

等があります。

このため島根労働局では、熱中症予防を呼びかけるチラシ(別添 3)を作成し、労働局ホームページに掲載しているほか、関係労使団体を通じて事業者・労働者に配布します。

また、建設現場等のパトロールや各労働基準監督署が実施している臨検監督などで注意喚起しています。

### 3 島根労働局長安全パトロールの実施(公開)

労働災害防止対策の徹底と安全衛生意識の向上を呼びかけ、熱中症予防対策についても併せて要請します。

詳細は決定次第お知らせいたします。

#### **4 労働災害発生事業場への安全活動を要請**

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日の間に労働災害を発生させた事業場（約 600 事業場）に対し、トップが先頭に立って労働災害ゼロを目指すとともに、全国安全週間期間中に労働災害防止に関する活動を計画・実行するよう要請しました。

#### **5 関係団体への周知、要請**

国・地方公共団体、労働災害防止団体、報道機関等に対し、全国安全週間の周知・広報の要請を行いました。

2014  
7.1⇒7.7

# 全国安全週間

準備期間

6.1→6.30

スローガン

みんなでつなぎ 高まる意識  
達成しようゼロ災害

「安全の見える化」をはじめよう。



職場に潜む危険など、視覚的に捉えられないものがあります。

見えない危険を可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動といいます。

危険の見える化により、危険に対する理解を深めるとともに、問題の把握なども可能となります。

見える安全活動は、生産や工事の円滑化など、従業員さんの参加意欲を高める効果も期待できます。

## 基本的な安全ルールを守ろう！

島根労働局・各労働基準監督署

# 労働災害ゼロを目指し安全活動を着実に進めよう

## 安全週間及び安全週間準備期間中に実施する事項

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自ら率先して職場の安全パトロールを行い、安全について従業員に呼びかけましょう。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意思統一、安全意識の高揚を図りましょう。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の標語、写真等の募集及び発表や、安全研修会を開催しましょう。
- ④ 安全旗の掲揚、標語の掲示等のほか、ホームページ等を通じて自社の安全活動等を社会へ発信しましょう。
- ⑤ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付等を行い、家族の協力を呼びかけましょう。
- ⑥ 火災、地震等緊急時の措置について必要な訓練・教育を行いましょう。
- ⑦ 「安全の日」等を設定しましょう。
- ⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を展開しましょう。

### 安全は企業の礎です。

働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く方々の創意と工夫による不断の努力が不可欠です。

また、安全の取組は、働く人の能力向上、企業の生産性向上、ご家族の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。さらには、消費者の皆様にも良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

厚生労働省では、「あんぜんプロジェクト」を展開し、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場づくりを応援しています。

「あんぜんプロジェクト」の詳しい内容は島根労働局ホームページをご覧ください。参加をお待ちしています。

島根労働局HP → 各種法令・制度・手続き → 安全衛生関係  
→ 「あんぜんプロジェクトについて」

**是非、全国安全週間を契機に、安全活動を着実に進めましょう！**

## 職場における熱中症による労働災害発生状況(平成21年～平成25年)

表1 熱中症による労働災害の署別・年別発生状況

	H21	H22	H23	H24	H25	計
松江署	5	34 (4)	20	21 (2)	34 (1)	114 (7)
出雲署	6	22 (3)	9	20 (1)	19 (2)	76 (6)
浜田署	2	2	3 (1)	2	7 (1)	16 (2)
益田署	0	7	2	12 (1)	5 (1)	26 (2)
計	13	65 (7)	34 (1)	55 (4)	65 (5)	232 (17)

※ ( )内は、休業4日以上で内数

表2 熱中症による労働災害の業種別・年別発生状況

	建設業	製造業	林業	漁業	造園業	警備業	その他	計
H21	9	1			1	1	1	13
H22	33 (3)	12 (2)	4	2	1	1 (1)	12 (1)	65 (7)
H23	13	8 (1)	5	1			7	34 (1)
H24	23 (1)	17			1	6 (1)	8 (2)	55 (4)
H25	23 (2)	18 (1)	5 (1)	1		5	13 (1)	65 (5)
計	101 (6)	56 (4)	14 (1)	4	0	13 (2)	41 (4)	232 (17)

※ ( )内は、休業4日以上で内数

表3 熱中症による労働災害の年別・月別発生状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
H21			2	3	6	2		13
H22	1		1	7 (2)	52 (4)	4 (1)		65 (7)
H23			1	11	17	5 (1)		34 (1)
H24	2		3	27 (2)	21 (1)	1 (1)	1	55 (4)
H25		1 (1)	6	24 (1)	32 (3)	2		65 (5)
計	3	0	1 (1)	13	0	72 (5)	14 (3)	232 (17)

※ ( )内は、休業4日以上で内数

表4 熱中症による労働災害の年別・時間帯別発生状況

	10時以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台
H21	1	2	3			3	2	2
H22	5	7 (1)	16 (1)	4	3 (1)	8 (1)	8	4
H23	1	2	5	4 (1)	2	10	2	5
H24	3 (1)	5 (1)	7 (1)	8	7	6	5	6
H25	4	7	9	2	3	8 (1)	11 (1)	11 (2)
計	14 (1)	23 (2)	40 (2)	18 (1)	15 (1)	35 (2)	28	28
	17時台	18時以降	不明	計				
H21				13	0			
H22	5 (1)	5 (2)		65 (7)				
H23	1	2		34 (1)				
H24	4	4 (1)		55 (4)				
H25	5	5 (1)		65 (5)				
計	15 (1)	16 (4)	0	232 (17)				

※ ( )内は、休業4日以上で内数

事業主・労働者の皆様へ

# 熱中症を防ごう

毎年、熱中症で亡くなる方もいます。早め早めの対策をお願いします。

## 1 熱中症とは

蒸し暑い環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れるなどして発症する障害<sup>(※1)</sup>の総称です。

重度のものでは、意識障害や手足の運動障害に至るため、発見が遅れて、そのまま亡くなる例があります。

軽度のものであっても、集中力の低下などの症状が出るため、思わぬところで仕事上の事故に遭う可能性が高まります。

(※1) 熱射病などがあります。



## 2 事業主の皆様へ

- (1) 熱中症指標計（湿球黒球温度）等の測定器を作業場所に設置して、熱中症対策（作業環境や作業、健康の管理）に活用しましょう。
- (2) 熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を計画的に設けましょう。
- (3) 自覚症状の有無にかかわらず、定期的に水分、塩分を摂取させましょう<sup>(※2)</sup>。
- (4) 透湿性、通気性の良い服装を着用させましょう。
- (5) 高温多湿場所での作業中の巡視を頻繁に行い、作業者の健康状態を確認しましょう。

(※2) 糖尿病や腎不全の方には、相応の配慮をお願いします。

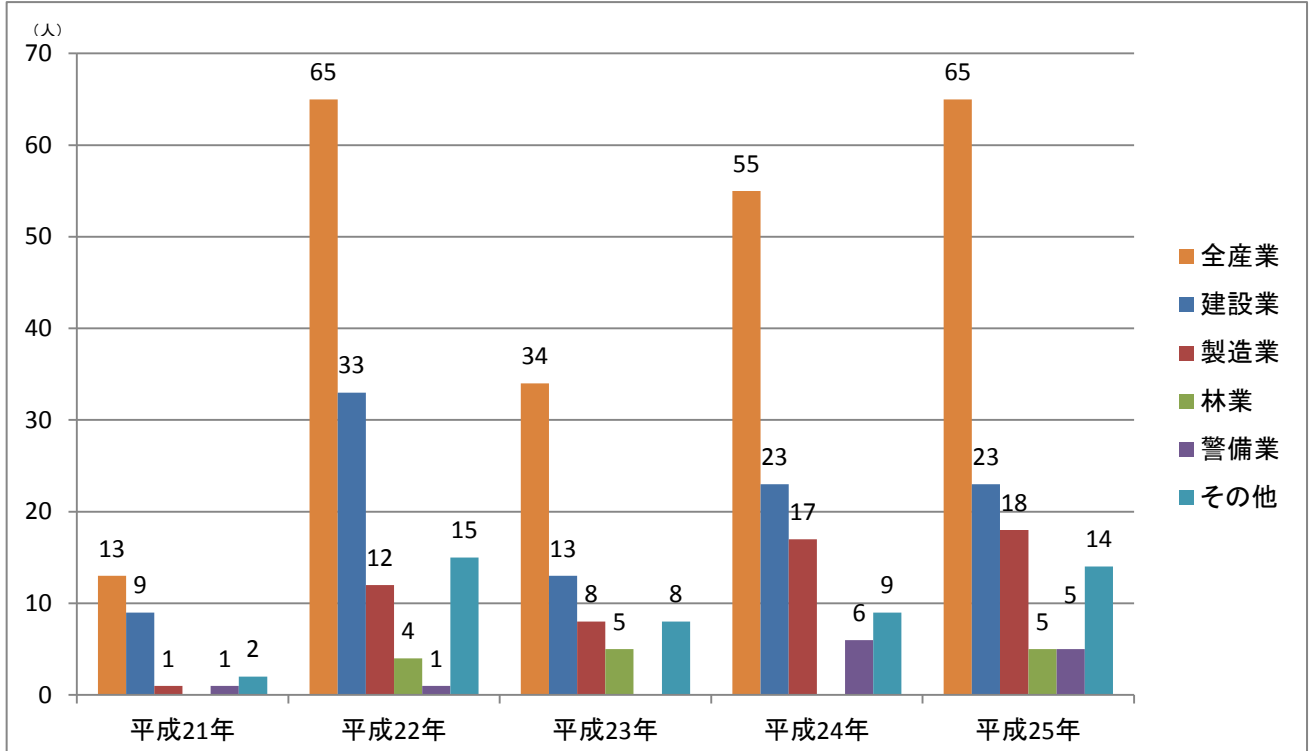
## 3 労働者の皆様へ

- (1) 睡眠不足や作業前日の飲酒、朝食の未摂取が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあるのでこれらに注意し、体調不良があれば事業主や同僚に申し出ましょう。
- (2) 直射日光は避け、こまめに水分、塩分をとりましょう。
- (3) 少しでも体調不良を感じたときは、風通しのよい場所で休憩をとりましょう。
- (4) 体調がすぐれない場合は無理せず早めに申し出て、医療機関で受診しましょう。



## 熱中症は、屋内・屋外を問わず発生しています

島根県内で発生した熱中症による労働災害の件数



島根県内で発生した熱中症の事例（平成 25 年）（抜すい）

No.	発症月 (発症時刻)	屋内屋外 の別	発症状況	休業見込 日数
1	7月 (15時)	屋内	天井の屋内配管を施工していたところ、昼休憩後に頭痛がするので休憩所で休んでいたが、頭痛が止まらず、病院で処置を受けた。	4日
2	8月 (16時)	屋外	西陽の当たる斜面で伐倒木枝払い作業中、体にだるさや「つった」ような痛みを感じ、動けなくなったところを同僚に発見された。	13日
3	8月 (14時)	屋外	車両積載形トラッククレーンを使用して、荷台のコンクリート製品を荷下ろし中、めまいがして体の力が抜け、立っていられなくなった。	7日

**本日も安全・快適な作業環境の維持をよろしくお願いします。**